

1003 保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の活性化を図るために必要な大学の施設整備等を円滑に実施するため、その核として実施する学校施設の整備に際してやむを得ず保安林の解除が必要となる場合について、保安林解除に必要な要件のうち、残置し又は造成する森林の割合に関する要件の特例を設けるものです。

2. 特例の概要

地域の活性化を図るための核として実施する学校施設(当該転用に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、実験・実習工場の設置等であって当該施設の設置によって、住宅団地を造成する場合に比べて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあると認められるものを除く。)の設置に係る一定規模以上の保安林の転用に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、事業等の目的が住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の割合を適用するものとします。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「一定規模以上の保安林の転用」とは、転用に係る保安林の面積が5ha以上である場合又は事業区域内の森林の面積に占める保安林の面積の割合が10%以上である場合をいいます(転用に係る保安林の面積が1ha未満の場合を除く。)
- (2) 「事業区域」とは、事業者が所有権その他の当該土地を使用する権利を有し事業等に供しようとする区域をいいます。
- (3) 「住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の森林面積に対する割合」とは、30%以上です。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、設置しようとする学校施設の内容、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合(計算諸元を含む)を記載すること。
- ・特区の範囲を明らかにするために必要な図面においては、事業区域及び残置し又は造成する森林の配置並びに転用に係る区域とそれぞれの区域面積を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類
特になし

1004 保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地域の活性化に必要な民間企業による都市住民等を対象とした小規模な滞在型住宅付き農園の開発等を円滑に実施するため、その核として実施する事業に際して、やむを得ず保安林の解除が必要となる場合について、保安林解除に必要な要件のうち、用地事情に関する要件を適用しないこととするものです。

2. 特例の概要

地域の活性化を図るための核として実施する事業（スキー場、ゴルフ場の造成その他1箇所当たりの面積が大きな開発行為に伴い災害の防止等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれが大きいと認められるものを除く。）につき、その事業の主たる区域が保安林以外であって、当該事業のために解除を要する保安林がその区域に隣接し、残置森林率が70%以上確保されるものであるときには、その事業の実施のため必要となる保安林の解除について、「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」とする要件を適用しないこととします。

3. 基本方針の記載内容の解説

- (1) 「残置森林率」とは、残置する森林面積の事業区域内の森林面積に対する割合をいいます。
- (2) 「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難である場合であること」とする要件を適用しない」とは、用地事情を保安林解除の要件としないこととするものです。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・ 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に、設置しようとする施設の内容、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合（計算諸元を含む）を記載すること。
- ・ 特区の範囲を明らかにするために必要な図面においては、事業区域及び残置し又は造成する森林の配置並びに転用に係る区域とそれぞれの区域面積を明示すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1008 家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業

1. 特例を設ける趣旨

家畜排せつ物の不適切な管理に起因した衛生上の問題や水質汚濁の発生を背景として、一定規模以上の畜産業を営む者が管理する家畜排せつ物については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則に定められた管理基準に従った管理が必要となりますが、一定の要件に該当する昆虫の飼育事業に限って、当該事業に利用される家畜排せつ物を管理基準の適用対象としない特例措置を講じます。

2. 特例の概要

一定の要件に該当するとして認定を受けた構造改革特別区域内において、環境への悪影響がないと認められる等一定の要件に該当する昆虫の飼育事業に利用される家畜排せつ物（ただし、管理基準に従って3か月以上管理された固形状のものに限る。）については、環境影響調査を年1回以上行うことを前提として管理基準の規定を適用しないこととするものです。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）特別家畜排せつ物

特別家畜排せつ物とは、特例措置の対象として管理基準の適用対象から除外する家畜排せつ物のことであり、具体的には管理基準に従って3か月以上管理された固形状の家畜排せつ物のことを指します。

ただし、本特例措置が認められるのは、構造改革特別区域内における昆虫飼育事業であって、昆虫飼育事業要件を満たすものに利用される特別家畜排せつ物のみとなります。したがって、たとえ管理基準に従って3か月以上管理された家畜排せつ物であっても、昆虫飼育事業に利用されるものでなければ、当該特例措置の対象とはならないことに留意してください。

ここで、特別家畜排せつ物を、管理基準に従って3か月以上管理された固形状の家畜排せつ物に限る理由は、①家畜から排せつされて間もないふん尿は、一般的に流動性に富み環境中へ飛散・流出するおそれが大きく、悪臭物質の主たる発生源となる等、管理基準の適用除外による環境への悪影響が特に懸念されることと、②家畜ふん尿を管理基準に従って堆肥化する場合、一般的な堆積方式における堆肥化期間の目安として、家畜ふんのみで約2か月、稲わら等の作物収穫残さを混合して約3か月とされていること、③堆肥化期間を長期間確保するほど、大規模な管理施設が必要となり、必要な労力も大きなものとなるため、堆肥化期間を必要以上に長く設定することは家畜排せ

つ物の適正な管理を図る上で望ましくない場合があることを併せて考慮したためです。ただし、これは管理基準に従って管理すべき最低限の期間ですから、これ以上長い期間管理されたものの利用を妨げるものではありません。

(2) 規制の特例措置が適用される家畜排せつ物の範囲

本特例措置によって管理基準の適用が除外されるのは、畜産業を営む者が行う昆虫飼育事業に利用される特別家畜排せつ物です。このため、家畜の飼養により発生する家畜排せつ物の一部だけを昆虫飼育事業に利用する場合、当該事業に利用されていない家畜排せつ物については、管理基準に従い3か月以上管理された固形状の家畜排せつ物であったとしても、畜産業を営む者による管理基準に従った適正な管理が必要になります。

(3) 環境への悪影響

昆虫飼育事業の実施による環境への悪影響については、管理基準を適用しないことに伴い発生する環境への影響の程度に関し、構造改革特別区域内及びその周辺地域の自然社会経済的条件を勘案して総合的に検討することが、環境への悪影響を未然に防止する観点から必要になると考えられます。このため、昆虫飼育事業の実施による環境への悪影響については、構造改革特別区域の認定を受けた地方公共団体が、環境影響に関する専門家の意見を聴いた上で検討するものとします。

また、検討すべき環境への影響については、原則として、①河川、湖沼、地下水を含めた水環境への影響、②その他生活環境及び人の健康に関わる環境への影響が考えられます。この検討に際して収集すべき調査項目には、気象データ、地質学的データ、河川、湖沼及び地下水等の水質データ、水資源の利用状況に関するデータが含まれると考えられますが、必要な調査項目、調査数量及び調査地点の選定については、地域の自然社会経済的条件によって大きく異なることから、既存の調査データの有効活用を含めた効率的かつ的確な調査の実施という観点から、環境影響に関する専門家の意見を聴きつつ地方公共団体が調査の詳細を検討するものとします。

なお、家畜排せつ物法及び本特例措置の円滑な運用を図るために、認定を申請する地方公共団体が市町村の場合には、年に1回以上行うこととなっている環境影響調査の結果を都道府県に情報提供して頂くことが望ましいですが、その判断については各地方公共団体に委ねることとします。

(4) 昆虫の無償譲与

本特例措置が認められるのは、青少年の健全な育成を図ることを目的として、飼育した昆虫を青少年に無償で譲与する昆虫飼育事業だけです。

なお、この場合の「無償で譲与」とは、昆虫そのものを対価を得ないで提供することを指し、容器代や送料といった配布に要する経費については、受

け取っても差し支えありません。

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

- (1) 特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、飼育を予定している昆虫の種類を含めた事業の内容について具体的に記載してください。
- (2) 特区計画の別紙「5 当該規制の特例措置の内容」の欄に以下の項目について記載してください。
 - ① 実施しようとする昆虫の飼育事業に利用する家畜排せつ物を管理基準に従い管理した場合に、事業の実施に著しい支障が生ずるおそれ大きいと考えられる理由
 - ② 1年に1回以上行う予定の環境影響調査の調査項目、調査地点及び数量を含めた調査内容
 - ③ 特区の申請に際してあらかじめ聴いた専門家の意見（当該専門家の氏名、意見の聴取方法、具体的な意見の内容等）
- (3) 特区の範囲を明らかにするために必要な図面において、以下の項目を記載してください。
 - ① 実施しようとする事業の実施予定地点、事業の実施者が保有する管理施設の位置、1年に1回以上行う環境影響調査の調査予定地点及び調査範囲
 - ② 水道原水の取水地点の位置（特区の範囲に水道原水の取水地点がないことを確認する上で必要ですので、図面の範囲内において可能な限り記載してください。）

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1010 地方競馬における小規模場外設備設置事業

1. 特例を設ける趣旨

地方競馬の活性化を図り、地方経済の健全化に資するため、地方競馬における小規模場外設備の設置承認に当たっての特例措置を設けるものです。

2. 特例の概要

地方公共団体が、競馬場に隣接する等の地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、特例の対象となる場外設備の規模の上限及び設置できる区域の範囲を特区計画に記載の上、認定を受けたときは、当該区域の範囲内に設置される場外設備が、特区計画及び農林水産大臣が告示で定める事項（地域社会との十分な調整を含む。）に適合していることについて、当該区域を管轄する都道府県知事が書面（様式任意）により確認した場合には、「競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」を満たしたものとみなします。

これにより、農林水産大臣は競馬法施行規則第59条に基づき当該施設の設置を承認することができることとなります。

3. 基本方針の記載内容の解説

以下、地方公共団体が特区計画の作成又は設置の確認に当たり、それぞれ判断するものですが、例示すれば次のとおりです。

- ①『文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているもの』
 - ・来場者の動線が生徒・学生等の通学の支障とならないこと。
 - ・来場者の車が路上に溢れることによって長時間にわたり周辺の交通渋滞を招き、救急車等の通行を妨げないこと 等
- ②『勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること』
 - ・勝馬投票券の発売等に供する窓口相互は適当な間隔を有すること
 - ・窓口の前面に入場者の通行を妨げる障害物がないこと
 - ・現金や重要書類を保管する設備を設けてあること 等
- ③『入場者の用に供する設備が整備されていること』
 - ・適当な広さの駐車場及び自転車置場を設けてあること
 - ・掲示設備を設けてあること 等
- ④『管理運営に必要な設備が整備されていること』
 - ・当該施設と競馬場の連絡のための専用の電話回線その他の適当な連絡設備を

設けてあること

- ・放送設備を設けてあること
- ・照明設備を設けてあること 等

⑤『勝馬投票券の発売等が公正に運営されること』

- ・勝馬投票券購入者が円滑に勝馬投票券を購入できる体制にあること 等

4. 特区計画及び添付書類の記載に当たって特に留意すべき点

本特例を適用する区域を設定するに当たっては、当該区域内のどこに場外設備が設置される場合であっても、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和している必要があることに留意すること。

当該特例について、特区計画に特に記載すべき事項は次のとおりです。

- ・特区計画の別紙「4 特定事業の内容」の欄に、基本方針別表1の「特例措置の内容」の1. 及び2. に記載する事項を記載すること。

5. 当該特例に関して特に必要な添付書類

特になし

1014 特定法人による農地取得事業

1. 特例を設ける趣旨

農業の担い手不足や農地等の遊休化が深刻で、農業内部での対応ではこれらの問題が解決できないような地域における農地等の有効利用、地域農業及び地域経済の活性化を図るため、農地所有適格法人以外の法人も農地等を取得することを可能とする農地法の特例措置を講じます。

2. 特例の概要

地方公共団体が農地等（構造改革特別区域法（以下「法」という。）第24条第1項に定める農地等をいう。）の効率的な利用を図る上で①農業の担い手が著しく不足しており、かつ、②従前の措置のみによっては耕作の目的に供されていない農地等その他効率的な利用を図る必要がある農地の面積が著しく増加するおそれがあることから、構造改革特別区域内において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るため、農地所有適格法人（農地法第2条第3項）以外の法人が農地等の所有権を取得して農業経営を行うことが必要と認めて構造改革特別区域の認定を受けた時は、認定の日以降、一定の要件を満たす法人が地方公共団体から農地等の所有権を取得しようとする場合、構造改革特別区域内にある農地等を管轄する農業委員会（以下単に「農業委員会」という。）が農地法第3条第1項の許可をすることができます。

3. 基本方針の記載内容の解説

（1）対象区域

対象区域は、法第24条第1項にあるとおり「農地等の効率的な利用を図る上で農業の担い手が著しく不足しており、かつ、従前の措置のみによっては耕作の目的に供されていない農地等その他その効率的な利用を図る必要がある農地等の面積が著しく増加するおそれがある」、「構造改革特別区域内において、農地等の効率的な利用を通じた地域の活性化を図るため農地所有適格法人以外の法人が農地等の所有権を取得して農業経営を行うことが必要」と認めた区域となります。

具体的には、遊休農地の面積割合、担い手の数、農業従事者の高齢化の状況、後継者の確保の見込み、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に定める地域計画をいいます。）が定められている場合はその内容など、地方公共団体の区域の状況や特性を総合的に考慮して定めることとなります。

（２）特定法人の要件

○農地等の所有権を取得することができる特定法人は、以下の要件を全て満たしている必要があります。これらの要件を満たせば、法人形態や農業以外に行っている事業等に制約はありません。

- ① 農地等の所有権の取得後に、農業委員会から農地等を適正に利用していない等の通知（法第 24 条第 4 項）が行われた場合や、地方公共団体が適正に利用していないと判断した場合に、地方公共団体に対して農地等の所有権を移転する旨の書面による契約を締結していること。
- ② 他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ③ 特定法人の業務執行役員等のうち 1 人以上の者が耕作等の事業に常時従事すると認められること。

○特区計画の認定を受けるに当たっては、農林水産大臣の同意を得る必要があり、その際には、以下を満たすことが必要になります。

- ① 地域計画が定められている場合は、当該計画に特定法人が位置づけられている又は位置づけられる見込みがあること。
- ② 地域計画が定められていない場合は、次のいずれにも該当すること。
 - ・ 特定法人の営農計画を基に、農業用機械、労働力、技術力等から判断し、農地等の全てを効率的に利用すると認められること。
 - ・ 農地の面的集積に支障がないこと、他の農業者の水利用を阻害しない、無農薬栽培を阻害しないなど、周辺の農地利用に支障がないと認められること。

○なお、要件の適合性を確認するための調査等は、必要に応じて関係行政機関と連携して行うこととなります。

（３）対象となる農地等

対象となる農地等は、地方公共団体から所有権を取得するものに限りません。

また、地方公共団体が特区計画の認定前に他の目的で取得し保有している特区内の農地等についても対象になります。

（４）農業委員会の役割

- ① 農業委員会は、特定法人に対して農地法第 3 条第 1 項の許可をする場合には、法第 24 条第 3 項に基づき、当該特定法人に対して、毎年、農地等の利用の状況について農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付ける必要があります。当該報告については、農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則第 1 条に定めるところにより行うこととされています。

② 農業委員会は特定法人から上記①の報告を受けた場合、その内容を農林水産大臣に報告する必要があります。

③ 農業委員会は次のいずれかに該当する場合、その旨を地方公共団体に対し通知する必要があります。

イ) 当該特定法人がその農地等を適正に利用していないと認める場合

ロ) 当該特定法人がその農地等において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合

ハ) 当該特定法人が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合

ニ) 当該特定法人の業務執行役員等のいずれもが当該特定法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合

また、農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 35 条の規定に基づき、法人の農地等の利用状況を随時監視し、不適正利用があった場合又はそのおそれがある場合には、農林水産大臣に報告する必要があります。

なお、法第 24 条第 4 項第 1 号の「農地等を適正に利用していない」場合としては、例えば次に掲げるような場合が該当します（詳細は、「構造改革特別区域法における法人農地取得事業の取扱について（令和 5 年 9 月 1 日経営第 1302 号。農林水産省経営局長通知）」を参照ください。）。

イ) 当該農地が遊休農地化している場合

ロ) 当該農地を農地以外のものにしようとしている場合（営農型太陽光発電を行う場合などに伴う一時転用を含む。）

ハ) 当該農地について、草刈り等の保安全管理は行われているものの、耕作の事業に供されていない期間が継続している場合（ブロックローテーションを実践する場合等の正当な理由がある場合を除く。）

4. 特区計画及び添付書類の記載等にあって特に留意すべき点

構造改革特別区域法施行規則（以下「施行規則」という。）第 1 条の規定に基づき、施行規則様式第 1 に沿って記載してください。その際、特に以下の点に留意してください。

（１）構造改革特別区域計画について

○「4 構造改革特別区域の特性」に、農業の担い手が著しく不足していること及び遊休農地の面積が著しく増加するおそれがあるという地域特性が明らかになるよう、具体的に記載してください。例えば地域内における農

地等の利用状況や担い手の状況に関するデータ等を用いて記載することが考えられますが、参考となるデータ等を記載又は別紙として添付することも差し支えありません。

- 「7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果」に、資機材等の生産要素及び営農作物の取引予定先（域内／域外を含む）、雇用（特に地域雇用）への影響、地元自治体の税収への効果、遊休農地の解消その他の事業が地域の経済社会に与える効果等について定量的に記載してください。

（2）別紙について

- 「2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者」に、農地等の所有権を取得することが必要な法人の名称を記載してください。

- 「4 特定事業の内容」は以下の点に留意してください。

- ・取得する農地の所在地、面積、農地等の所有権を取得することが農業経営を行うために必要な理由を記載してください。法人が複数の場合、法人ごとに記載してください。
- ・なお、営農型太陽光発電は、農地等の効率的な利用が必ずしも図られず、生産性の低下に繋がることを踏まえ、営農型太陽光発電に係る農地転用は認められないこととなっていますので留意して下さい。

（3）添付書類について

- 施行規則第1条第2号に定める書類は、法人が複数の場合、法人ごとに記載してください。
- 施行規則第1条第4号イ～ホに定める書類は、法人が複数の場合、法人ごとに作成してください。
- 施行規則第1条第4号ヘに定める書類は、債務負担行為に係る議会の議決があった予算書の関係部分の写し等、予算上の措置が講じられていることが把握できる書類の提出が必要となります。

（4）その他参考資料（内閣総理大臣が必要と認める書類）

- ・法人の定款又は寄付行為及び履歴事項全部証明書
- ・当該法人の業務執行役員等のうち、1人以上の者が当該法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められることを示す書類
- ・法人の役員等の住民票の写し（日本国籍を有しない者にあつては在留カ

- ードその他在留資格を証する書類の写し)
- ・ 直近 3 事業年度の賃借対照表及び損益計算書
 - ・ 買戻し条項及び農地等を買戻す際は特定法人が原状回復の義務を負う旨の規定を含む契約書案
 - ・ 地域計画その他地域の農業における他の農業者との役割分担を示す書類
 - ・ 地域計画が策定されていない場合にあっては、上記に加え、以下の事項を示す書類
 - ① 特定法人が現に所有し、又は所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有している農地及び採草放牧地の利用の状況
 - ② 特定法人の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

※ 認定に当たって必要と認められる場合、これらの他にも参考となる資料を提出いただく場合があります。